

命 令 書

再 審 査 申 立 人 北大阪合同労働組合

再審査被申立人 財団法人 上原学術研究所

上記当事者間の中労委平成14年(不再)第41号事件(初審大阪府労委平成12年(不)第25号及び同年(不)第31号併合事件)について、当委員会は、平成18年2月1日第24回第二部会において、部会長公益委員菅野和夫、公益委員曾田多賀、同佐藤英善、同尾木雄、同野崎薫子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の概要及び請求する救済内容の要旨

本件は、財団法人上原学術研究所(以下「財団」という)が、①平成12年2月18日、検診事業の廃止及び北大阪合同労働組合(以下「組合」という)の組合員4名を含む事業部全員の解雇ないし雇い止めを通告したこと(以下「検診事業の廃止等」という)、②同年3月15日付けで組合が申し入れた i) 組合員全員の解雇を撤回すること(以下「解雇撤回」という)、ii) 平成9年度決算書の使途不明金3,000万円を財団に返還すること(以下「使途不明金」という)、iii) 平成4年度及び平成5年度に分割支給されたY1の退職金支払いに関する理事会議事録の開示及び説明(以下「Y1退職金」という)、iv) 平成8年度中に支出された仮払金約400万円について、計上した決算書項目の明示(以下「仮払金」という)、v) Y2の退職金100万円が返還された日付の開示(以下「Y2退職金」という)、vi) 平成8年度及び平成9年度の出納責任者、経理事務担当者名の開示(以下「経理担当者」という)、vii) 平成11年8月の短期借入金3,000万円の借入先及び借入年月日の開示(以下「短期借入金」という)、viii) 検診事業の廃止及び事業部全職員の解雇を決議した評議員会の開催年月日、場所及び出席評議員名の開示(以下「評議員会」という)、ix) 平成11年度冬季一時金のゼロ回答根拠の明示(以下「冬季一時

金」という)、x)平成12年度給与の一律1万円の昇給(以下「昇給」という)の10項目に関する団体交渉(以下「10項目要求に関する団交」という)に応じなかったことが、それぞれ不当労働行為であるとして、大阪府労働委員会(以下「大阪府労委」という)に、①については平成12年4月11日(大阪府労委平成12年(不)第25号事件。以下「12不25事件」という)に検診事業の再開と組合員に対する解雇通告等の撤回を、②については同年5月11日(大阪府労委平成12年(不)第31号事件。以下「12不31事件」という)に誠実団交の実施及び謝罪文の手交を求めて、それぞれ救済が申し立てられた事件である。

2 再審査の申立て等

大阪府労委は、12不25事件に12不31事件を併合して審査を進め、平成14年8月27日、いずれの申立ても棄却した。

組合は、上記の棄却命令を不服として、平成14年9月6日、当委員会に再審査を申し立てた。

第2 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令第1「認定した事実」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「本件申立て時」を「本件初審申立て時」、「本件審問終結時」を「本件初審審問終結時」、「当委員会」を「大阪府労委」、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。以下は、改めた項目とその内容である。

1 1(1)を次のとおり改める。

財団は、産業の振興、生産の改良促進に関する図書資料の蒐集及び研究を行うことを目的として昭和22年に設立されたもので、肩書地に本部事務所を、大阪市福島区に事業本部事務所を置き、平成12年3月までは企業等の健康診断を主たる事業としてきた。健康診断事業(以下「検診事業」という)は、事業本部事務所に併設された診療所での施設検診とレントゲン車等による巡回検診により行われてきた。その職員数は、検診事業の廃止が問題となった平成12年2月頃は約20名であったが、同事業の廃止によりほぼ全員が解雇されるとともに事業本部事務所は閉鎖され、本件初審審問終結時、財団は研究事業のみを行い、再審査審問終結時においても同様の状況である。

2 2(11)を次のとおり改める。

平成9年3月、Y3及びY4の両名は、財団理事を解任された。Y5は、既に平成8年10月頃に財団を退職していたが、平成9年9月頃から平成11年8月頃まで財団の理事に就任していた。

3 3(11)の次に3(11の2)として、次のとおり加える。

平成11年4月頃、Y5と株式会社ファルコバイオシステムズ(以下「ファルコ」という)のZ1常務取締役(以下「Z1常務」という)は、財団の診療部門を利用して、遺伝子の研究や治験薬の臨床検査を受注する可能性を探る戦略を模索していたところ、この企画を進めるため、Z1常務はファルコ営業推進本部課長Z2(以下「Z2」という)にその関係のファイルを読んでおくよう指示した。

この企画担当はZ1常務であり、実行面では実務者としてZ2が担当した。

ファルコは、臨床検査の受託などを業とする株式上場企業であり、平成2年頃、財団に理事4名を送り込んで財団と業務提携を進めていたが、平成4年7月、財団は、メディックと業務提携し、ファルコとの提携は途絶えた。なお、財団は、平成11年9月に細胞診検査をファルコに委託することを決定したが、実際の委託額は、財団の年間細胞診検査額3,000万円のうち100万円程度であった。

4 3(12)を次のとおり改める。

平成11年8月5日、財団は、ファルコの子会社である株式会社フレスコメディカル(以下「フレスコメディカル」という)から、短期借入金として3,000万円を借り入れた。

この短期借入金は、担保はなく、Y5とY8が連帯保証するというもので、返済期限が同年12月末日とされ、主に検診事業の資金繰りに使われる予定であった。後に、返済期限は、平成12年3月末日まで延期されることとなった。

Z2が、この融資が行われたことを知ったのは、財団の診療所が閉鎖された後の平成12年か13年であった。

5 3(19)として、次のとおり加える。

平成11年12月頃、Y5及びファルコのZ3(以下「Z3」という)、Z4及びZ1常務が医療法人藤川会(以下「藤川会」という)の理事に就任し、Z3が同会理事長に、また、Y5が同会会長に就任した。

6 4(4)を次のとおり改める。

平成12年1月26日、財団の評議員会が開催され、診療所閉鎖などについて話し合われた。

また、同日理事会も開催され、診療所を閉鎖し、巡回検診のみを継続していくことが決議された。なお、この理事会において、Y5の紹介であるY9(以下「Y9」という)及びY10(以下「Y10」という)の2名の理事就任とY11の理事辞任が承認された。

7 4(7)を次のとおり改める。

平成12年2月14日、財団の理事会は、診療所の閉鎖のみではなく、検診事業

全体の継続の可能性について議論し、結論として検診事業の廃止、事業部職員全員の解雇及びレントゲン車等の資産の売却を決議した。理事会の出席者は、Y8、Y12、Y13の理事3名であり、残りのY9、Y10の理事2名は委任状を提出して決議に参加した。

理事会が、診療所の廃止から検診事業全体の廃止に、その判断を変更した主な理由は、①財団の主要顧客である近畿コカ・コーラボトリング株式会社(以下「近畿コカ・コーラ」という)の検診受注について、よい感触を得られていなかったこと、②組合が、診療所の廃止には絶対反対であると宣言しており、財団は、赤字の診療所を切り離して、検診事業を継続していく見通しが立てられない状況であったこと、③診療所の閉鎖に伴う希望退職者を募ってみたが、応募者はなかったこと、④組合が、スト権の確立を宣言し、財団の顧客に対して葉書やファクシミリで一斉にその旨を通知するとともに、街頭宣伝活動を行ったことにより、顧客のほとんどが検診の委託を保留し、財団の平成12年度の検診受注が困難な状況になったからであった。そして、診療所の廃止から検診事業全体の廃止に、その判断を変更し、検診事業の廃止、事業部職員全員の解雇及びレントゲン車等の資産の売却を決議した。

なお、財団における近畿コカ・コーラ関連の検診事業収入は、約3,000万円で、財団の平成11年度の検診事業収入の約1割弱を占めていた。また、財団は、例年1月から2月にかけて最も活発に営業活動を行うが、財団が労使紛争についての事情説明やお詫びのために各顧客を回ったところ、次年度の検診を断る顧客もあり、顧客全体の反応からすると、平成12年度の検診事業収入は、前年度よりも更に減少する見込みであった。

8 4(8)を次のとおり改める。

財団における最近の各年度の検診事業収入の決算額及び予想額は、平成8年度決算額6億2,769万余円、平成9年度決算額6億1,386万余円、平成10年度決算額5億5,931万余円、平成11年度決算見込額3億9,502万余円(同決算額3億6,548万余円)、平成12年度収入予想額3億7,025万余円であり、平成11年度の検診事業収入は、平成8年度ないし平成10年度の約6割から7割となる見込みであった。なお、財団の収入は、借入金を除き、ほぼ検診事業収入で占められていた。また、収入支出全体での収支(以下「収支」という)では、平成8年度が1億8,333万余円の黒字、平成9年度が1億3,697万余円の黒字、平成10年度が5,732万余円の黒字、平成11年度が146万余円の赤字となった。

平成11年度に検診事業収入が大きく減少した主な理由は、最大顧客であった大和ハウス工業株式会社が、近畿圏内の各事業所における検診委託を断ってきた

ことにより、平成 10 年度は約 1 億 5 千万円であった大和ハウス工業株式会社関連の検診事業収入が、次年度は約 6,700 万円に減少したためであり、また、高槻市のように発注を随意契約から入札契約に変更したことにより、受注できなかったためである。

なお、X1 は、平成 11 年度の作業量が、検診事業収入の減少に応じて減ったという記憶があると述べた。

9 4(9)を次のとおり改める。

平成 12 年 2 月 14 日深夜から翌日早朝にかけて、財団は、事業本部事務所が組合に占拠される事態をおそれて、コンピューターや台帳等の事務書類を Y5 の指示により、藤川会所有の新田辺の倉庫に搬送搬出した。この作業が行われた時、Z2 はたまたま同所に居合わせていた。

なお、Z2 は、財団の検診事業の廃止及び事業部職員の全員解雇については具体的に関与はしていなかった。

財団は、組合員が不在の深夜に搬出作業を行ったが、一部の文書やフロッピーディスクが搬出しきれずに残される結果となった。

10 4(14)の次に(14の2)として、次のとおり加える。

平成 12 年 3 月 7 日、Z2 は、財団の大阪事業本部の倉庫にあった書類、フィルム、心電図のチャート、検診結果台帳などをファルコの舞鶴営業所に搬送したが、事業本部にあったものは組合の抗議にあつて搬出できなかった。

11 4(18)を次のとおり改める。

平成 12 年 3 月 15 日、組合は財団に対し、解雇撤回等を議題とする団交を 3 月 21 日に開催するよう求める申入書を配達証明郵便で送付した。この申入書で組合は、団交に元理事長の Y6 及び Y7 並びに財団の全理事が出席することを要求するとともに、以下の 10 項目を議題とする団交を求めた。①組合員全員の解雇を撤回すること、②平成 9 年度決算書における使途不明金 3,000 万円を Y6 と Y8 が連帯して財団に返還すること、③平成 4 年度に 600 万円、平成 5 年度に 1,200 万円が分割支給された Y1 の退職金について、いつの理事会で決議されたのか議事録を開示して説明すること、④平成 8 年度中に支出された仮払金 4,747,488 円について、平成 8 年度決算書の中のどの項目に計上されたのかを明らかにすること、⑤平成 9 年 2 月に就職し、3 か月後に退職した Y2 の退職金 100 万円は、いつ、財団に返還されたのかを明らかにすること、⑥平成 8 年度及び平成 9 年度の出納責任者、経理事務担当者を明らかにすること、⑦平成 11 年 8 月に借入れた短期借入金 3,000 万円の借入先、借入年月日を明らかにすること、⑧検診事業部の廃止及び全事業部職員の解雇を決議した評議員会の開催年月日、場

所及び出席評議員名を明らかにすること、⑨平成 11 年度冬季一時金をゼロ回答とした根拠を平成 11 年度上半期決算を基に説明すること、⑩平成 12 年度昇給を一律 1 万円とすること。

12 4(21)を次のとおり改める。

平成 12 年 3 月 27 日、財団は、藤川会との間で、財団が所有するレントゲン車 4 台、コンピューターシステム、医療機器などの財産を総額 5,000 万円で売却し、同月 31 日に引き渡す旨の売買契約を締結した。この売買代金は、ファルコが藤川会に資金提供したものであり、財団においては、売買代金を解雇された職員の退職金等の支払いに充てた。

財団は、同年 4 月 4 日、組合員を含む事業部全職員に退職金を支払ったが、X1、X2、X3 の 3 名は、同月 5 日付けの書面により、退職金は一方的に振り込まれてきたもので、退職は承認しないとし、すみやかに、事業所の再開と解雇の撤回を行うことを求めた。

なお、職員の中には、退職金規程の金額だけでは解雇に納得できないとする者もいたが、納得するまで話し合いを行った結果、財団は、これらの職員には退職金のほかに解決金を上乗せして支払うこととした。

藤川会と財団は、従来から検診事業を通じて関係があり、藤川会が奈良県下で企業等から受託した幾つかの健康診断に、財団は、その下請けとして関与していた。財団は、不要となる医療機器等の売却先として、財団の同業者 4 者と交渉していたが、すべて一括で引き取ると申し出た藤川会を売却先を選んだ。

また、財団は、解雇した職員の再就職候補先として藤川会にもあっせんしており、結果として 3 名の非組合員が藤川会に就職した。

13 4(24)を次のとおり改める。

平成 12 年 4 月 3 日、Y8 が、財団理事長を辞任し、新たにファルコの Z1 常務の友人である Y14(以下、「Y14」という)が就任した。

Y5 は、Z1 常務に理事長をファルコから選んでほしいと依頼し、Y14 が就任したものである。

14 4(25)を次のとおり改める。

平成 12 年 4 月 10 日、組合は、Y6、Y8 及び Y7 の 3 名を、Y6 がその個人的用途のために Z5 から融資を受けた 3,000 万円について、財団の預金から支払をしようとして共謀の上、ほしいままに着服横領したとし、このことは業務上横領罪に該当するとして大阪地方検察庁に告発した。

大阪地方検察庁は、同告発を不起訴処分とした。

15 5(3)を次のとおり改める。

平成 12 年 8 月 24 日、組合は財団に対し、解雇撤回等を議題とする団交を同年 9 月 1 日に開催するよう求める申入書を送付した。

申入書には、団交要求議題として 10 項目が記載されていたが、その内容は、同年 3 月 15 日付け団交申入書とほぼ同じであった。8 月 24 日付け申入書の項目のうち、8 項目は 3 月 15 日付け団交申入書に記載された「解雇撤回」ないし「短期借入金」及び「冬季一時金」と同じものであり、レントゲン廃液の引取り等を財団に求める 2 項目が新たに付け加えられた。

16 5(4)を次のとおり改める。

平成 12 年 9 月 7 日、財団は、同年 8 月 24 日付け団交申入書に対する回答を組合に文書で通知した。

その中で財団は、組合の団交要求項目のほとんどについては、既に何度も話し合いが行われたものであって、過去の団交で回答しているとした。具体的には、3 月 15 日付け団交要求議題の「解雇撤回」に相当する検診事業の再開及び組合員全員の解雇撤回については、財団は、できない旨回答した。

また、3 月 15 日付け団交要求議題の「使途不明金」、「短期借入金」及び「冬季一時金」については、これまでの団交で既に回答済みであり、組合の要求は単に納得できないということに過ぎず、財団には団交応諾義務はないと回答した。

3 月 15 日付け団交要求議題の「Y1 退職金」については、平成 9 年 12 月 26 日、平成 10 年 11 月 13 日、同月 20 日、同年 12 月 3 日、同月 4 日、平成 11 年 10 月 15 日、平成 12 年 3 月 13 日にそれぞれ開催された団交で既に回答済みであるとした。

3 月 15 日付け団交要求議題の「仮払金」については、平成 10 年 11 月 13 日、同月 20 日、同年 12 月 3 日、同月 4 日、平成 11 年 6 月 8 日、平成 12 年 3 月 13 日にそれぞれ開催された団交で既に回答済みであるとした。

3 月 15 日付け団交要求議題の「Y2 退職金」については、平成 9 年 12 月 26 日、平成 10 年 11 月 13 日、同月 20 日、同年 12 月 3 日、同月 4 日、平成 12 年 3 月 13 日にそれぞれ開催された団交で既に回答済みであるとした。

3 月 15 日付け団交要求議題の「経理担当者」については、既に団交で回答したとおり、出納責任者という名目の者は当時存在せず、財団の財務の統括責任者としては理事長がおり、財務担当理事として Y8 がおり、経理事務については本部事務所及び事業本部事務所それぞれで当時の事務職員が処理していたとした。また、レントゲン廃液の引取りについては、組合の立会いの下、同年 8 月 30 日に既に処理が完了した旨回答した。

17 5(11)を次のとおり改める。

本件初審審問終結時、財団は、研究事業のみを行う形で運営されており、収入はほとんどない状況であり、再審査審問終結時においても同様の状況である。また、Y8は、平成13年1月以降は非常勤の理事として、検診事業廃止に伴う残務整理を担当している。

第3 当委員会の判断

1 検診事業の廃止等について

(1) 初審命令は、検診事業の廃止及び組合員の解雇が不当労働行為に当たらないとして、以下のとおり判断した。

ア 財団が検診事業の廃止及び事業部職員全員の解雇を決定した理由は、検診事業の売上高が減少を続け、赤字部門である診療所の閉鎖を決断せざるを得ない状況に追い込まれていたところに、組合のスト権確立宣言以降、顧客の確保ができなくなり、平成12年度以降の検診事業の業績が更に低迷することが予想され、また、財政的にも資金繰りが逼迫していたことにあった。

イ 財団が検診機器の売却や職員の再就職のあっせんなど藤川会と協議することは十分あり得ることであり、このことから直ちに藤川会と財団が実質的に同一であると判断できない。

ウ 財団のY14の娘がファルコに勤務していることや財団が融資を受けたフレスコメディカルがファルコの子会社であることなどの間接的な事実のみをもって、財団がファルコと一体となって藤川会を支配しているとみることはできない。

(2) これに対し、組合は、以下のとおり主張する。

ア 売上高減少に伴う収支の悪化についての認定がなされないまま診療所の閉鎖を決断せざるを得ない状況にまで追い込まれていたと判断していることは誤りである、また、財団の資料からでは事業収支は好転している。

イ 借入金や短期貸付金に関しての資料・説明は到底信用できないものであって、財団が主張するような多額の債務があったと認めることはできない。

ウ ファルコは藤川会のみならず財団も支配していたからこそ、財団の業務を藤川会に承継させることができたのであり、その上、財団そのものは存続させて、藤川会にスタッフ、機器類や資料類まで取得させた。このことからすると財団の検診事業の廃止は偽装であって、本件検診事業の廃止は、財団がファルコと協力して、組合員を財団から解雇の名目で排除するためにされた不当労働行為である。

(3) 当委員会も財団の経営状況等に照らせば、検診事業は事業継続の困難さから

実際に廃止されたものと認められ、検診事業の廃止及び組合員の解雇が、組合及び組合員を財団から排除することを企図したものであるということとはできないと判断する。

ア 財団の収支決算書により、検診事業収入の推移をみると、平成 8 年度が 6 億 2,769 万余円、平成 9 年度が 6 億 1,386 万余円、平成 10 年度が 5 億 5,931 万余円で、平成 11 年度及び平成 12 年度収入予想額がそれぞれ 3 億 9,502 万余円(決算額は 3 億 6,548 万余円)、3 億 7,025 万余円と減少傾向が続く中、財団の収支の状況は、平成 8 年度が 1 億 8,333 万余円の黒字、平成 9 年度が 1 億 3,697 万余円の黒字、平成 10 年度が 5,732 万余円の黒字、平成 11 年度が 146 万余円の赤字となったことが認められる(前記第 2 でその一部を改めて引用した初審認定事実第 1 の 4(8))。特に、平成 11 年度に検診事業収入が減少したのは、最大顧客である大和ハウス工業株式会社が近畿圏内の事業所における検診業務委託を断ってきたことによるもののほか、顧客であった高槻市にみられるように、随意契約から競争入札への制度変更により受注できない(同 4(8))など競争力の低下によるものと推認されるが、この点において Z2 も財団の営業の展開、時代遅れの装置により厳しい状況であると証言しており、財団の検診事業収入の減少は、財団による作為的な操作であったとまではいうことができない。

更に、平成 11 年 9 月頃から、組合が行った財団経理の不正等について抗議する旨を記載した抗議文を葉書やファクシミリで顧客に送付する活動や、同年 12 月 20 日の Y8 理事長による診療所廃止の表明後、平成 12 年 1 月 13 日のスト権確立宣言により組合員が検診業務に従事しないことの表明及びその旨の顧客への通知の後に、財団が顧客に対して契約を申し入れた際、多くの顧客は態度を保留した状況が認められる(同 4(3)及び(7))。そして、財団は、主要顧客である近畿コカ・コーラの検診に関して、検診業務の契約更新による感触を得ていなかったが、組合からの誹謗中傷が収まる気配が見えないことを理由にして、平成 12 年 2 月 17 日に契約更新を断られたことが認められる。

こうした一連の経過をみると、平成 8 年度から平成 10 年度にかけて検診事業収入が緩やかに減少していたものの、収支の状況は黒字を保っていたが、これが平成 11 年度に検診事業収入の大幅な減少と収支の赤字への転落に至った。平成 11 年度の急激な検診事業収入の減少を招いた最大の要因としては、検診事業収入の約 45 パーセントを占めていた最大顧客の大和ハウス工業株式会社関連の検診について、近畿圏内の各事業所にかかる検診業務の委託打

ち切りにより同収入が半減したことが上げられる。そして、平成 12 年度については、検診事業収入の約 1 割を占める近畿コカ・コーラとの契約が、見込めないような状況になり、また、組合の行った顧客への抗議活動による顧客離れも一層進む見込みとなったことは否めない。そうすると、平成 12 年度の年間赤字見込額について、約 2,000 万円から組合の指摘により約 800 万円に修正したことや用途不明金などの説明において不自然な点は拭えないものの、財団としては、顧客を確保していくことが困難な状況であって、更に検診事業収入の減少が見込まれることから、平成 12 年度においても赤字が続くことが予想される状況であったと推認される。

以上のことから、このような状況においては、検診事業の継続が困難であると財団が判断したことは、あながち不合理であるということとはできない。従って、収支の悪化についての認定がなされないまま診療所の閉鎖を決断せざるを得ない状況にまで追い込まれていたと判断することは誤りであるとする組合の主張は採用し難い。

イ 次に、組合は、借入金や短期貸付金に関しての資料・説明は到底信用できないものであって、財団に多額の債務があったと認めることはできないと主張するが、短期借入金の 3,000 万円については、財団の債務に関して、フレスコメディカルからの借入金についての返済計画が検討されたと組合側申請の証人である Z2 も陳述しているところであり、フレスコメディカルからの借入金であることが認められる。

また、訴訟外で Y7 に交付したとする 3,000 万円について、組合は Y6、Y8 及び Y7 の 3 名が横領したとして、大阪地方検察庁に告発したが不起訴処分となったほか(同 4(25))、文部省に対し監査指導を求めた件についても、平成 12 年 12 月 1 日に文部省が実施した公益法人調査において、借入金の増減は財務諸表に適切に反映させること及び長期借入金は文部省に報告することとの指摘を受けたものの(同 5(10))、虚偽や横領等の事実があったとの指摘は認められないのであり、借入金自体が架空のものであるとする組合の主張を採用することはできない。

ウ 更に、組合は、財団の検診事業の廃止は偽装であり、財団がファルコと協力して、組合員を財団から解雇の名目で排除するためにされた不当労働行為であると主張する。

そこで、まず、財団とファルコとの関連についてみるに、i)平成 11 年 4 月、Y5 とファルコの Z1 常務は、財団の診療所を利用して、遺伝子の研究や治験薬の臨床検査の受注可能性を探る方針を模索していたこと(同 3(11)の

2))、ii)同年8月、財団にはフレスコメディカルから3,000万円の融資が行われたが、担保はなくY5とY8の連帯保証のみであったこと(同3(12))、iii)同年9月、細胞診検査をファルコに委託することを決定し、年間100万円程度の取引があったこと(同3(11の2))、iv)同年12月、藤川会の理事にファルコのZ3、Z1、Z4及びY5が就任し、理事長にZ3が、会長にY5が就任したこと(同3(19))、v)平成12年3月7日、Z2は、財団の大阪事業本部の倉庫の書類、フィルム等をファルコの舞鶴営業所に搬送したこと(同4(14の2))、vi)平成12年3月31日付けで財団はレントゲン車2台及び関連機材を5,000万円で藤川会に売却したが、その資金はファルコが提供したこと(同4(21))、vii)Y5は、財団の理事長をファルコから出してほしいと依頼し、同年4月3日、Z1常務の友人のY15が就任したこと(同4(24))が認められる。

ところで、Z2は、当初はファルコが財団の診療所を利用する計画があり、診療所の閉鎖をY5とZ1常務が相談して行い、それを提案したのはY5であると思うと述べる一方で、財団の件に関わっていたファルコの間人は、Z2自身も含めてごく限られていたが、Z2は診療所のことについてはあまり着目していなかったし、Z2自身は診療所の閉鎖に関与しておらず、Y5とZ1常務の間で診療所の廃止について、どのようなやりとりがあったかも分からないと述べている(同4(9))。このように、診療所の閉鎖に関してのZ2の証言は、直接知り得たものではなく、伝聞や推測で一貫していないのであるから、診療所の閉鎖に関して、Y5とZ1常務が決定したとの供述は直ちに信用できず、他に本件では、診療所の閉鎖が、Y5、Z1常務と財団との間で取り決められたとの事実についても、これを認めうる疎明がない。

なお、Y5は、平成8年6月頃、総務部次長として財団職員となったが一旦退職の後、平成9年9月頃から平成11年8月頃まで財団理事に就任していた。そして、Y5は、同年12月に藤川会の理事に就任したが、その後においても、引き続き財団の借入金の連帯保証人であり、財団理事に友人であるY9とY10の2名を紹介し、その就任が承諾された理事会において診療所の閉鎖が決議されている上、Y5の依頼により、平成12年4月3日、Z1常務の友人のY14が理事長に就任していることが認められる。

このように、Y5は、財団の理事を辞任した後においても、財団に影響を及ぼす余地が残されていたが、上記事実が直ちに、Y5とファルコが財団を支配し、一体となって診療所の閉鎖を決定したことに結びつくわけではない。

また、証拠によれば、平成11年10月1日時点の財団の評議員20名には、ファルコの関係者は見当たらず、平成12年4月1日時点でZ2、Z6の2名で

あり、両名は同年10月に辞任している。また財団の理事6名についても、平成11年4月1日から平成12年3月31日の間においては、ファルコ関係者は見当たらず、平成12年4月3日、ファルコのZ1常務が紹介したY14が理事長に就任したのみである。

そして、組合が平成12年4月26日にファルコの北大阪事業所において、ビラまきをするに及んで、Z1常務はZ2と直ちに対応を相談し、ファルコが財団から撤退する契機となったとZ2が述べていることからすると、ファルコが財団との間で、上記のとおり、金銭の貸借、財団の顧客検診情報の保管や理事長の紹介に関与していたことはあっても、ファルコが財団を支配するに至っていたとまではいえず、検診事業の廃止及び事業部職員全員の解雇は、財団において決定し、その後、検診事業の移譲にファルコが参画したとみるのが相当である。

なお、組合は、ファルコが財団を支配するために支出した金額や藤川会を経由して財団に入金された金銭があると主張し、Z2がこれに沿う証言をしているが、これも推測を含む上、曖昧で一貫しておらず、信用し難いものであり、他にこれを認めうる疎明もない。また、藤川会への財団の検診事業の移譲に関して、財団の退職者が藤川会に再雇用されたのは、退職者16名のうち3名であること(同4(21))、藤川会に主要な顧客を承継できたのは奈良县市町村職員共済組合に過ぎず、しかも元々奈良县市町村職員共済組合は藤川会の顧客で財団が巡回検診を下請けしていたことからすると、結果として財団の顧客を新たに承継したとはいえない。よって、組合の主張は採用することはできない。

エ 以上のとおり、財団の収支の悪化と企業内における労使紛争による顧客の不安から、もはや事業の継続が図れないため、財団において検診事業の廃止と検診事業部職員の全員解雇が決定されたものであり、財団の検診事業の廃止と事業部職員の全員解雇を偽装とし、検診事業の藤川会への移譲も組合員の排除を目的とした不当労働行為であるとまではいえない。

2 3月15日付けの10項目要求に関する団交について

(1) 初審命令は、組合が3月15日付けで申し入れた10項目に関する団交に関し、いずれも不誠実団交による不当労働行為に当たらないとして、以下のとおり判断した。

ア 検診事業の廃止及び事業部職員全員解雇に関する議題について

① 「解雇撤回」については、平成12年2月18日及び3月13日の団交において、検診事業の廃止及び事業部職員全員解雇の必要性について、具体的

な説明を行ったことが認められ、不誠実であったとまでいえない。

- ② 「評議員会」については、評議員の具体的氏名まで開示しなかったものの、開催年月日及び出席した評議員数を記載した回答書を手交していることが認められ、財団の対応が不誠実であったとみることはできない。
- ③ 「昇給」については、平成12年4月1日以降も継続することを前提とする議題であると考えられ、議題「解雇撤回」に従属的に含まれるとして、いずれの事項に関しても財団が誠意をもって団交を行わなかったとまではいえることはできない。

イ 平成11年度冬季一時金に関する議題について

「冬季一時金」については、財団が検診事業を廃止し事業部職員全員を解雇するという状況の下では、基本的に検診事業の廃止に附随する議題として扱われていたものと判断され、また、冬季一時金をゼロ回答とした根拠が、検診事業の廃止理由とかなりの部分で重複することを併せて考慮すると、ゼロ回答とした根拠について特に説明しなかったとしても財団の対応が不誠実なものであったと非難することはできない。

ウ 財団の会計処理に関する議題について

- ① 「使途不明金」については、財団の説明が当初と変更されたからといって、使途が不明である以上、虚偽の説明であると決めつけるのは困難であり、当該事項が組合員の労働条件や雇用に直接に影響を及ぼすものでないことを考慮すると財団の対応が不誠実であるとまでいえない。
- ② 「Y1退職金」については、理事への退職金の支給が組合員の労働条件や雇用に直接影響を及ぼすものでないことを考慮すると議事録を開示した上で説明する義務までであるとはいえず、財団の対応が不誠実であったとみることはできない。
- ③ 「仮払金」については、個々の会計処理を問うものであって、組合員の労働条件や雇用に直接影響を及ぼすものでないこと、また、仮払金が組合対策費として支出されたものと決めつけるのは証拠上困難であること、更に、組合が労務屋として疑念を抱いていた3名は平成9年3月までに財団を去っており、仮払金にかかる事実関係を確認することが困難であることを考慮すると財団の対応が不誠実であるとまでいうことはできない。
- ④ 「Y2退職金」については、具体的に返還日時を示したことが認められることから、財団の対応が不誠実であったとみることはできない。
- ⑤ 「経理担当者」については、事務職員の氏名までは明らかにしていないものの、出納責任者及び財務担当理事の氏名を明らかにしていることから、

財団の対応が直ちに不誠実であったとまでいうことはでない。

- ⑥ 「短期借入金」については、借入先の事情を考慮して借入先を開示しなかったとしても、そのことのみをもって財団の対応が不誠実であったとみることはできない。

(2) これに対し、組合は、誠実応諾義務を果たしているとはいえないとして、以下のとおり主張する。

ア 検診事業の廃止及び事業部職員全員解雇に関する議題について

- ① 「解雇撤回」及び「昇級」について、2月14日の理事会決議、短期借入金に関しての財団の説明は疑わしいものであって、それに対して組合から疑問が提示されている以上、財団は真摯な努力を傾けた説明を行うべきである。
- ② 「評議員会」については、検診事業の廃止と全員解雇の方針を承認した評議員会が、適切に開催され、かつ有効な議決がなされたかに関して、大いに疑念を抱かせる本件においては、評議員会の開催年月日と出席評議員数だけでなく、出席した評議員の具体的氏名を明らかにしない限り、合意達成の可能性を模索する義務を尽くしたとはいえない。

イ 平成11年度冬季一時金に関する議題について

「冬季一時金」について、平成11年度の財団の赤字額は平成10年度の上半期赤字4,300万円から1,000万円に縮小しているにもかかわらず、平成11年度の冬季一時金はゼロ回答であったことは、明らかに不合理であるので、しかるべき資料を示し説明する義務がある。

ウ 財団の会計処理に関する議題について

- ① 「使途不明金」について、3,000万円の支出は、経理に重大な影響を与え、ひいては財団の存続に関わるのであるから、組合員の労働条件や雇用に直接影響を及ぼすものであり義務的団交事項である。
- ② 「Y1退職金」について、財団は1,200万円の支出がY1への退職金と説明しているが、別途訴訟においてはY6への返済金と述べているし、決算書上においても前年度退職金支出の費目と異なる費目に計上されているなど、不当な支出である疑いが濃く、財団はその主張を裏付ける根拠を示し説明するべきである。
- ③ 「仮払金」について、組合対策費が適正な手続きによらずに支出されている疑いがあり、こうしたことは財団の会計の杜撰さを示すものであるから、組合員の労働条件や雇用に直接に影響を及ぼす問題といえ、誠実に交渉に応ずる義務がある。

- ④ 「Y2退職金」について、財団は100万円が返還されたと述べるものの、それを裏付ける帳簿類が提示されない以上、100万円が実際に返還されたのか明らかとなっていないのであって、財団の対応は不誠実なものといわざるを得ない。
- ⑤ 「経理担当者」について、財団は不正行為が明らかになるのをおそれるあまり、意図的にはぐらかし回答しなかったものであって、財団の対応は不誠実なものである。
- ⑥ 「短期借入金」について、財団作成資料には短期借入金にかかる弁済金が計上されていないことや金利の支払い記載もないことから検診事業廃止のためのねつ造の疑いもあり、そうすると組合員の労働条件や雇用に直接に影響を及ぼす問題であって、借入金の存在が真実であるか示す必要がある。

(3) 当委員会も10項目要求に関する団交について、財団の対応は、不誠実なものであったとはいえないと判断する。

ア 「解雇撤回」及び「昇給」については、i)平成12年1月27日、診療所閉鎖について財団が組合に提示し、その根拠を説明していること(前記第2でその一部を改めて引用した初審認定事実第1の4(5))、ii)同年2月3日、財団は組合に対し再度診療所閉鎖について説明していること(同4(6))、iii)同年2月15日、財団は組合に対し、検診事業の廃止と事業部の職員全員解雇を通告するとともに事業部閉鎖等の理由を説明していること(同4(10))、iv)同年2月16日及び17日、財団理事会が持ち回りで開催され、再度、検診事業の廃止及び事業部職員全員の解雇が決議されたこと(同4(11))、v)同年2月18日、再度検診事業の廃止及び事業部職員全員の解雇を通告するとともに、近畿コカ・コーラから検診を断る旨の文書が昨日届いたことなど、その理由を説明していること(同4(13))、vi)その後同年3月13日の団交においても検診事業の廃止の必要性について説明していることが認められる(同4(17))。vii)そして、同年7月11日及び8月10日の2回の団交においても同様の説明を行ったことが認められる(同5(1)及び(2))。

一方、組合は、同年4月4日に退職金が支給されたが、同月5日付けの書面で、退職は承認せず、検診事業の再開と解雇の撤回を求めるとの抗議を行い、その後の団交においても検診事業の再開と解雇の撤回を求め、財団の再就職のあっせんも受けていない。

そうすると、財団は、3月20日の解雇の後、組合による3月15日付けの10項目要求に関する団交申入れについて直ちに対応しなかったものの、組合

の主張は一貫して検診事業の再開と解雇の撤回を求めるものであるから、1月27日以降の団交において、検診事業の廃止と事業部職員全員の解雇についての理由を説明し、かつ、7月11日及び8月10日の団交によっても同様の説明を行ったことからすれば、財団は団交に誠実に応じていないとまではいえない。

なお、組合は2月14日の理事会の決議や短期借入金に関する説明が疑わしいので誠実義務を果たしていないと主張するが、財団の事業を廃止し事業部職員全員を解雇するのであるから、雇用に直接影響する過去の支出に関して、その適否を問うことや、会計の杜撰さを明らかにするため、関連する限度で団交を求めることは理解できるとしても、個々の会計処理の適否を問うことは、組合員の労働条件や雇用に直接影響を及ぼす事項であるとまではいえないし、また、理事会の決議にしても理事会決定が適切であることを示すために、持ち回りにより再度決議を行い、その持ち回り決議によって検診事業の廃止と事業部職員全員解雇を確認したことが財団から説明されているのであるから、組合の主張は採用することはできない。

イ 「冬季一時金」については、検診事業の廃止に関しての説明に際し、収支の実績・見込みが説明されており、平成11年度の急激な検診事業収入の減少と顧客離れの状況に関しては、2月15日、同18日、3月13日の団交において説明されており、財団の説明で十分な理由があると認められる。

従って、7月11日及び8月10日の団交において、冬季一時金をゼロ回答とした根拠について、更に説明しなかったとしても、検診事業の廃止理由と相当程度重複することを併せて考えるならば、財団の対応が著しく不誠実であったということとはできないと判断するのが相当である。

ウ 「使途不明金」、「仮払金」、「短期借入金」並びに「Y1退職金」及び「Y2退職金」について、組合は、経理に重大な影響を与え、ひいては財団の存続に関わるのであるから、組合員の労働条件や雇用に直接影響を及ぼす事項であると主張する。しかしながら、財団の事業継続が困難となった主な要因は、検診事業収入の急激な減少と顧客離れによるものと認められ、また、前記第3の1(3)イで述べたとおり、使途不明金や短期借入金で組合が主張するような横領や借入金自体のねつ造と主張する事実も疎明がないといわざるを得ない。こうしたことからすると、決算書上での会計処理の適否については、すべて疎明が必要であるともいえず、前記第2でその一部を改めて引用した初審認定事実第1の4(17)、5(1)及び(2)のとおり、3月13日開催の団交以降、財団は主要な点の説明をしているのであるから、同じ説明を繰り返し、組合と平

行線のまま膠着状態であったとしても、財団の回答が著しく不誠実な対応であったとまでいえない。

「評議員会」及び「経理担当者」についても、評議員会の開催記録や経理の監督者及び経理内容が一定程度開示されていることが認められるほか、評議員の氏名についても、審査の過程で既に示されていること、また、経理内容の真偽の確認のためであるにしても、団交での経理内容の説明責任は使用者が負うのであって、経理担当者は職務行為として行ったに過ぎないことから、財団として、経理担当者の氏名までを必ずしも開示する必要はなく、財団の対応は不誠実なものであるとはいえない。

第4 結 論

以上のとおりであるから、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成18年2月1日

中央労働委員会

第二部会長 菅 野 和 夫 ㊞